

# 危険物取扱上の注意事項

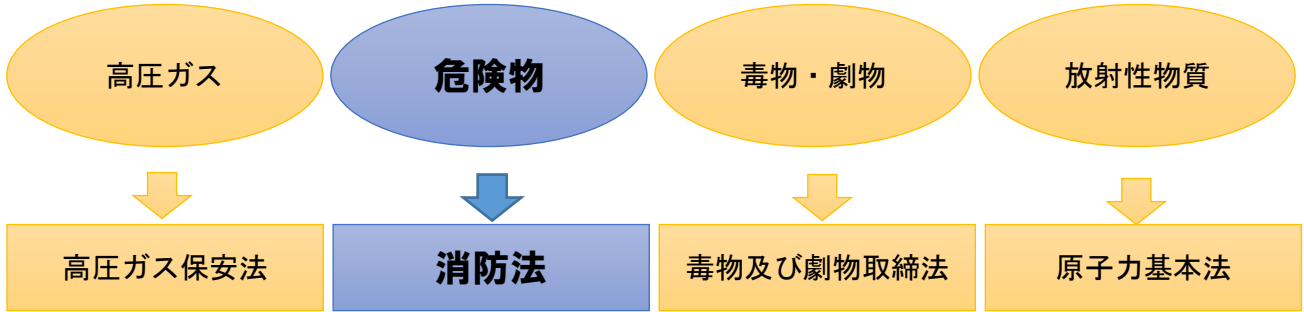
## ガソリンスタンドで

- 1 セルフスタンドでは、次のことに注意してください。
  - ①給油中の**エンジン停止**
  - ②燃料タンクの開放前に**静電気除去シート**に触れる
  - ③**注ぎ足し給油**はしない
- 2 ガソリンや灯油を**買いため**すると火災等の危険性が大きくなります。極力控えましょう。
- 3 ガソリンを携行缶で購入される場合は、消防法で①**本人確認（運転免許証の提示など）**、②**使用目的の確認**を行うとともに、**販売記録を作成することが義務付けられています**。  
※「ガソリンを携行缶で購入される皆様へ」（別紙参照）

## ご家庭で

- 1 消毒用アルコール、マニキュア、防水スプレーなどは危険物となるものがありますので、次のことに注意してください。
  - ①使用時は**換気**を行ってください。
  - ②**火気**を近づけないで下さい。※「消毒用アルコールの安全な取扱いについて」（別紙参照）
- 2 天ぷら油も危険物となるものがありますので、次のことに注意してください。
  - ①揚げ物をしているときは、決して**その場を離れない**でください。
  - ②また、電話・来客等の場合は必ず**火を消す**ことを忘れないでください。

# 危険物とは



固体または液体の物品で、

- ①火災発生の危険性が大きい
- ②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい
- ③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する

⇒消防法上の「**危険物**」として指定

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素化ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤リン、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄リン
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸